

株式会社バルカー

証券コード：7995



第120期 定時株主総会招集ご通知

日時

2020年6月18日（木曜日）
午前10時

場所

東京都品川区大崎二丁目1番1号
ThinkPark Tower 24階
(シンクパークタワー)

株式会社バルカー 本社大会議室

目次

第120期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	22
計算書類	24
監査報告	26
株主総会参考書類	31

新型コロナウイルス感染症対策のお願い

可能な限り書面またはインターネット等により議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。



書面 議決権行使期限

2020年6月17日（水）午後5時35分到着分まで



インターネット等議決権行使期限

2020年6月17日（水）午後5時35分入力分まで

本年は株主総会ご出席者さまへのお土産を取りやめさせていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

東京都品川区大崎二丁目1番1号

株式会社バルカー

代表取締役社長 本 坊 吉 博

第120期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り誠に有難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社第120期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁および4頁の「議決権の行使方法のご案内」をご参照いただき、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使】

3頁に記載の「議決権の行使方法のご案内」をご参照のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月17日（水曜日）午後5時35分までに到着するようにご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使】

3頁および4頁に記載の「議決権の行使方法のご案内」をご参照のうえ、2020年6月17日（水曜日）午後5時35分までに議決権をご行使ください。

敬具

記

1 日時	2020年6月18日（木曜日）午前10時
2 場所	東京都品川区大崎二丁目1番1号 ThinkPark Tower（シンクパークタワー）24階 株式会社バルカー 本社大会議室

3 会議の目的事項	報告事項 1. 第120期（自2019年4月1日至2020年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第120期（自2019年4月1日至2020年3月31日）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 監査役2名選任の件 第3号議案 補欠監査役2名選任の件
4 議決権の行使に関する事項	(1) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱いいたします。 (2) 書面およびインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取扱いいたします。 (3) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱いいたします。 (4) 当日代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。
5 インターネット開示についてのご案内	(1) 本招集ご通知はインターネット上の当社ウェブサイト (http://www.valqua.co.jp) にも掲載しております。 (2) 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.valqua.co.jp) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知添付書類は、監査報告を作成するに際して、監査役および会計監査人が監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。 (3) 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類について修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.valqua.co.jp) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

以上

議決権の行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席する方法



当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2020年6月18日（木曜日）
午前10時

書面（郵送）で議決権を行使する方法

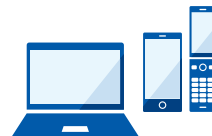


同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年6月17日（水曜日）
午後5時35分到着分まで

インターネット等で議決権を行使する方法



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月17日（水曜日）
午後5時35分入力完了分まで

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使として取扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱いいたします。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 倍
御中
××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印

否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

第2、3号議案

全員賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印

全員否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

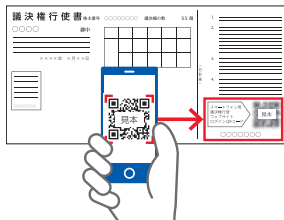
一部の候補者を否認する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1** 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは、(株)デンソーウェブの登録商標です。

- 2** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

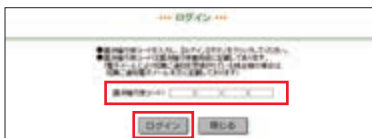
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

- 1** 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

- 2** 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

- 3** 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「初期パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

- 4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 株主さま以外の方による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主さまのご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）

（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 営業の状況

当連結会計年度のわが国の製造業においては、当第3四半期連結会計期間まではグローバル経済全般の停滞や設備投資の減速による影響に加え、各地の地政学的リスクへの警戒感が高まったこと等を反映して、生産と輸出の水準は低下傾向を示しました。また国内個人消費についても、消費増税の影響があり停滞が続く状況となりました。

一方、海外においては、米国と中国の通商摩擦への警戒感が依然根強いことや中近東における紛争等への懸念が高まったこと等を反映し、主要国における企業の生産活動と個人消費は概ね振るわない推移を示しました。さらに、当第4四半期連結会計期間に入ると、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により企業の生産活動と個人消費は大きな影響を受け、景況はさらに悪化しました。

このような事業環境下において当社グループは、厳しさを増す事業環境下への対応力の強化を図るとともに、第8次中期経営計画「New Valqua Stage Eight」(NV・S8)で掲げた戦略に沿って、“健全で持続的な成長”を実現するための企業基盤の整備・強化を推進いたしました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の連結経営成績につきましては、売上高が482億1千2百万円(前年同期比5.9%減)、営業利益が42億1千4百万円(同24.9%減)、経常利益が42億5千6百万円(同26.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益が29億1千8百万円(同28.6%減)となりました。

なお、当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症が先端産業市場や機器市場の顧客からの受注動向に影響を及ぼしたものの、その規模は限定的なものでありました。

② 企業集団の事業部門別の営業の概況

当社グループの事業部門別売上状況は次のとおりであります。

区 分	売 上 高			
	当連結会計年度	前連結会計年度	増減額	増減率
	百万円	百万円	百万円	%
シール製品事業	32,071	33,593	▲1,521	▲4.5
機能樹脂製品事業	13,089	14,313	▲1,224	▲8.6
その他事業	3,051	3,336	▲284	▲8.5
合計	48,212	51,243	▲3,031	▲5.9

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、完工ベースで29億7百万円でありました。主として生産能力の増強、合理化、研究開発のための設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

2019年12月に長期借入金8億円を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

次期におけるわが国経済においては、新型コロナウイルス感染症の蔓延とその影響の長期化に伴い、企業活動の停滞や個人消費のさらなる減少が懸念されます。

また、グローバルな観点においても、同感染症が各国間の貿易や為替レート、資源価格などに大きな影響を与えることが不可避であると認識される状況にあります。

このような事業環境下、当社グループは、次期を開始期とする新中期経営計画“New Frontier 2022”（NF2022）で掲げた方針

「創業100周年を超えて次の時代にさらなる健全で持続的な成長を実現するために

「THE VALQUA WAY」のもとグループ一丸となり大胆でダイナミックな事業基盤を再構築しよう」のもと、以下の5つの基本方針に沿って、次期における収益の確保を図るとともに、将来を見据えた成長戦略の実行と企業基盤の整備を進めてまいります。

1. 選択と集中による既存事業領域の収益拡大と新規事業領域の獲得
2. オープンイノベーションの強力な実行（提携・M&A等の加速）
3. 大胆な投資（研究開発と人材育成）の加速
4. ITの徹底活用による全部門の効率化と顧客サービスの追求
5. グローバル人材の活性につながるダイナミックな施策の実行

<事業展開について>

シール製品事業につきましては、選択と集中に基づき、既存基盤のみならず新規領域においても、製販技の連携を強化し、顧客視点でのQCDsをさらに向上させ、当社独自のシールエンジニアリングサービスの提供を行ってまいります。今後も成長が期待される先端産業市場につきましても、高機能シール製品の開発・生産体制の整備をグローバルに鋭意推進することで、飛躍的な拡大を図ってまいります。

機能樹脂製品事業につきましては、原料メーカーを含めた外部リソースを積極的に活用することにより、事業のスケールとスピードアップを図り、新事業に繋がる用途・分野開発を加速させてまいります。

その他事業につきましては、“NF2022”の基本方針のひとつである「選択と集中」および「オープンイノベーションの強力な実行」のもと、事業や機能の見極めを推進し、収益力向上および成長につながる投資を確実に実行してまいります。

また、これまで培ってきた「コア技術」を新製品開発および既存事業へ応用し、新たな市場開拓や今までにない用途展開等、果敢にチャレンジしてまいります。

海外における事業展開につきましては、さらなるリスク管理体制拡充とともに、H&S事業を基軸とした差別化戦略遂行とバリューチェーン改革により、事業拡大を図ってまいります。

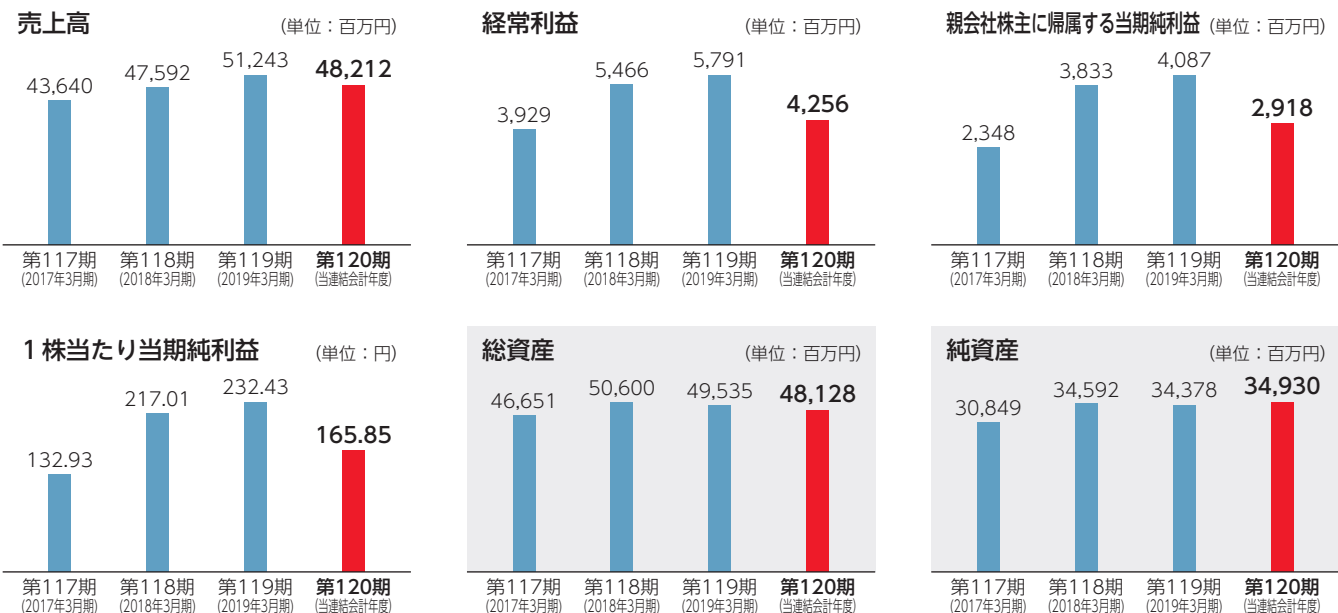
<グローバルCSRの推進と人材開発の強化>

当社グループにおけるCSRとは、企業理念である「THE VALQUA WAY」を具現化する事業活動そのものであり、社会の様々な期待に応えるべく独自のコンセプトに基づいてCSR活動を推進しております。“NF2022”でも引き続きグローバルな視点でのCSR意識の向上を図り、世界中のステークホルダーに貢献できる活動を展開してまいります。

人材開発につきましては、“NF2022”を完遂させ得る強いリーダーとチャレンジ精神に溢れたフォロワーの育成をさらに加速させ、逞しい企業風土へと変革し、グローバル人材の活性化にも積極的に取り組んでまいります。

“NF2022”の推進にあたりましては、リスクマネジメントとコンプライアンス遵守のためのグループ体制づくりの強化を図るとともに、環境変化に柔軟に対応しながら、戦略の完遂に向けて、グループ一丸となって果敢に挑戦してまいります。

(9) 財産および損益の状況の推移



区 分		第117期 (2017年3月期)	第118期 (2018年3月期)	第119期 (2019年3月期)	当連結会計年度 (2020年3月期)
売上高	(百万円)	43,640	47,592	51,243	48,212
経常利益	(百万円)	3,929	5,466	5,791	4,256
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	2,348	3,833	4,087	2,918
1株当たり当期純利益	(円)	132.93	217.01	232.43	165.85
総資産	(百万円)	46,651	50,600	49,535	48,128
純資産	(百万円)	30,849	34,592	34,378	34,930
1株当たり純資産額	(円)	1,657.08	1,870.47	1,867.57	1,893.45

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出表示しております。
 3. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出表示しております。
 4. 2016年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は、第117期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。
 5. 第118期は、第7次中期経営計画「New Valqua Stage Seven」(NV・S7)で掲げた戦略を実行するとともに、将来の持続的成長を実現するための企業基盤の整備・強化を推進した結果、増収増益となりました。
 6. 第119期は、第8次中期経営計画「New Valqua Stage Eight」(NV・S8)で掲げた戦略を実行するとともに、H&S企業化をはじめとする事業戦略を速やかに推進するとともに、企業基盤の整備を着実に実行しました。
 7. 当連結会計年度における状況につきましては、前記(1)の「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社バルカーテクノ	30 百万円	100%	各事業における製品の販売
株式会社バルカーエスイーエス	30 百万円	100%	各事業における製品の販売
株式会社バルカーシールソリューションズ	90 百万円	100%	シール製品の製造
九州バルカー株式会社	30 百万円	100%	シール製品の製造および太陽光発電事業
株式会社バルカーエラストマー	25 百万円	100%	シール製品の製造
株式会社バルカー・エフエフティ	472 百万円	83.6%	シリコンウエハーのリサイクルおよび販売
株式会社バルカーメタルテクノロジー	33 百万円	67.0%	シール製品および機能樹脂製品の製造
バルカーエヌジーシーインク	2,437 千米ドル	100%	機能樹脂製品の製造および販売
バルカーアメリカインク	1,260 千米ドル	100%	各事業における製品の販売
バルカーシール（上海）有限公司	1,150 百万円	100%	シール製品および機能樹脂製品の製造
バルカー（上海）貿易有限公司	1,655 千人民元	100%	各事業における製品の販売
上海バルカーふっ素樹脂製品有限公司	65,550 千人民元	70.0%	機能樹脂製品の製造および販売
バルカーコリアカンパニーリミテッド	10,859 百万韓国円	100%	シール製品の製造および各事業における製品の販売
台湾バルカー国際股份有限公司	100 百万台湾ドル	100%	シール製品および機能樹脂製品の製造と各事業における製品の販売
バルカーベトナムカンパニーリミテッド	3,000 千米ドル	100%	シール製品の製造および各事業における製品の販売
バルカーインダストリーズ（タイランド）リミテッド	126 百万バーツ	95.3%	シール製品の製造および各事業における製品の販売
バルカーインダストリーズシンガポールプライベートリミテッド	2,500 千米ドル	100%	各事業における製品の販売

(注) 2020年3月31日現在の当社の連結子会社は、上記を含め20社であります。

(11) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業部門	主要製品・事業内容
シール製品事業	プラント・機器・配管用ガスケット 機器用グランドパッキン 産業機器・輸送機器用各種ゴム製品（Oリング等） 半導体製造装置用ゴム成型品 自動車部品
機能樹脂製品事業	ふっ素樹脂素材（シート・ロッド等） ふっ素樹脂成形品 ふっ素樹脂フィルム・テープ製品 ふっ素樹脂ライニング製品および関連サービス
その他事業	シリコンウエハーリサイクル LED照明 太陽光発電 H&S事業

(12) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

<国内>

会社名	名称	所在地
株式会社バルカー	本社 M・R・Tセンター 大阪営業所 名古屋営業所 北九州営業所	東京都品川区 東京都町田市 大阪府大阪市 愛知県名古屋市 福岡県北九州市
株式会社バルカーテクノ	本社	東京都品川区
株式会社バルカーエスイーエス	本社	千葉県市原市
株式会社バルカーシールソリューションズ	本社	奈良県五條市
九州バルカー株式会社	本社	福岡県飯塚市
株式会社バルカーエラストマー	本社	福島県東白川郡棚倉町
株式会社バルカー・エフエフティ	本社	東京都品川区
株式会社バルカーメタルテクノロジー	本社	愛知県新城市

<海外>

会社名	国名	所在地
バルカーエヌジーシーインク	米国	テキサス州ヒューストン
バルカーアメリカインク	米国	カリフォルニア州サンタクララ
バルカーシール（上海）有限公司	中国	上海
バルカー（上海）貿易有限公司	中国	上海
上海バルカーふっ素樹脂製品有限公司	中国	上海
バルカー코리아カンパニーリミテッド	韓国	ソウル
台湾バルカー国際股份有限公司	台湾	高雄
バルカーベトナムカンパニーリミテッド	ベトナム	ハイズン省
バルカーインダストリーズ（タイランド）リミテッド	タイ	サムットプラカン
バルカーインダストリーズシンガポールプライベートリミテッド	シンガポール	シンガポール

(13) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,876名 (204名)	30名増 (1名減)

(注) 従業員数は当社グループから当社グループ以外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均雇用人員を外書きで記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
438名 (96名)	7名減 (14名増)	45.8歳	17.2年

(注) 従業員数は当社から当社以外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均雇用人員を外書きで記載しております。

(14) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,690
株式会社三重銀行	400
株式会社みずほ銀行	259
三井住友信託銀行株式会社	241
三井住友銀行（中国）有限公司	213

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 68,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 18,688,733株
- (3) 株主数 9,482名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,397	7.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,227	6.97
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 7 4	688	3.91
株式会社三井住友銀行	537	3.05
バルカー東京共栄会	470	2.67
三井住友信託銀行株式会社	400	2.27
瀧澤 利一	354	2.01
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	338	1.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	330	1.87
ダイキン工業株式会社	285	1.62

(注) 当社は、自己株式1,078千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	瀧澤 利一	CEO
代表取締役社長	本坊 吉博	COO
取締役	黒川 清敬	上席専務執行役員 CCO
取締役	青木 睦郎	専務執行役員 CTO兼CQO
取締役	関 忠行	伊藤忠商事株式会社 理事 株式会社パルコ 社外取締役 J S R 株式会社 社外取締役 朝日生命保険相互会社 社外監査役
取締役	三木 緑	三木産業株式会社 代表取締役社長 公益社団法人三木文庫 理事長
取締役	関根 近子	株式会社Bマインド 代表取締役 株式会社ファミリーマート 社外取締役 株式会社TAKARA & COMPANY 社外取締役
常勤監査役	林 遙	
監査役	中根 堅次郎	公認会計士 Moore至誠監査法人 代表社員 Moore至誠税理士法人 代表社員
監査役	八戸 孝彦	弁護士 八戸法律事務所 代表
監査役	高橋 秀法	公認会計士 五洋建設株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役関忠行氏、同三木緑氏および同関根近子氏は、社外取締役であります。また、監査役中根堅次郎氏、同八戸孝彦氏および同高橋秀法氏は、社外監査役であります。
2. 監査役林遙氏は、過去に当社の財務部門において、長年にわたり業務に携わっており、企業の財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役中根堅次郎氏は、公認会計士の資格を有しており、企業の財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役八戸孝彦氏は、弁護士の資格を有しており、企業の法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役高橋秀法氏は、公認会計士の資格を有しており、企業の財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役関忠行氏、同三木緑氏および同関根近子氏並びに監査役中根堅次郎氏、同八戸孝彦氏および同高橋秀法氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 代表取締役会長瀧澤利一氏は、CEOに、代表取締役社長本坊吉博氏は、COOに、取締役黒川清敬氏は、上席専務執行役員CCOに、取締役青木睦郎氏は、専務執行役員CTO兼CQOに、2019年6月20日付でそれぞれ就任いたしました。
8. 代表取締役社長本坊吉博氏は、2020年6月25日付で東ソー株式会社の社外取締役に就任の予定であります。
9. 取締役関忠行氏は、2020年5月28日付でJ. フロント リテイリング株式会社の社外取締役に就任いたしました。

<ご参考> 執行役員の状況（取締役兼務執行役員を除く）（2020年4月1日現在）

会社における地位	氏名	担当
専務執行役員	浜田 浩	海外統括本部長 兼 リサイクルウエハー事業・貿易事務担当
専務執行役員	小林 健一	高機能製品担当
常務執行役員	森田 信利	海外統括本部副本部長 中国事業統括 兼 バルカー(上海)貿易総経理
常務執行役員	櫻井 慎也	高機能シール本部長
常務執行役員	椿山 善昭	H & S 営業本部長
常務執行役員	瀧澤 利治	高機能樹脂本部長
執行役員	小川 禎	会長CEO担当秘書長
執行役員	谷田部 麻美子	法務部長 兼 コンプライアンス監督室長 兼 環境管理・貿易管理室担当
執行役員	立田 寛	経営企画部長 兼 IT戦略担当
執行役員	伏屋 克俊	高機能シール本部副本部長(生産担当) 兼 バルカーシールソリューションズ社長 兼 生産革新・安全担当
執行役員	植木 聡	財務部長 兼 IR室担当
執行役員	古澤 実	海外統括本部副本部長 米国事業統括 兼 バルカーアメリカ社長
執行役員	藤下 尚彦	高機能樹脂本部副本部長 兼 調達担当
執行役員	野邊 淳嗣	総務人事部長 兼 人材開発担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役関忠行氏、同三木緑氏および同関根近子氏並びに社外監査役中根堅次郎氏、同八戸孝彦氏および同高橋秀法氏は、当社と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	363百万円 (35百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	50百万円 (31百万円)
合 計 (うち社外役員)	11名 (6名)	413百万円 (66百万円)

(注) 2018年6月20日開催の第118期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）、監査役の報酬限度額を年額100百万円以内とする旨の決議をいただいております。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
また、2019年6月20日開催の第119期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で、各事業年度に割り当てる譲渡制限付株式の総数を3万株以内と決議いただいております。なお、譲渡制限付株式に関する報酬額は上記表の報酬等の総額に含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

取締役の関忠行氏は、伊藤忠商事株式会社の理事、株式会社パルコおよびJ S R株式会社の社外取締役、並びに朝日生命保険相互会社の社外監査役を兼任しております。当社は伊藤忠商事株式会社およびJ S R株式会社との間には特記すべき事項はありません。また、株式会社パルコおよび朝日生命保険相互会社との間には取引関係はありません。

取締役の三木緑氏は、三木産業株式会社の代表取締役社長および公益社団法人三木文庫の理事長を兼任しております。当社は三木産業株式会社および公益社団法人三木文庫との間には取引関係はありません。

取締役の関根近子氏は、株式会社Bマインドの代表取締役、株式会社ファミリーマートの社外取締役および株式会社TAKARA & COMPANYの社外取締役を兼任しております。当社は株式会社Bマインドおよび株式会社ファミリーマートとの間に特記すべき事項はありません。また、株式会社TAKARA & COMPANYとの間には取引関係はありません。

監査役の中根堅次郎氏は、公認会計士であり、Moore至誠監査法人およびMoore至誠税理士法人の代表社員であります。当社はこの2法人との間には取引関係はありません。

監査役の八戸孝彦氏は、弁護士であり、八戸法律事務所の代表であります。当社は八戸法律事務所との間には取引関係はありません。

監査役の高橋秀法氏は、公認会計士であり、五洋建設株式会社の社外取締役であります。当社は五洋建設株式会社との間には取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活動状況
社外取締役	関 忠 行	当期における主な活動状況といたしましては、開催されました取締役会14回すべてに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外取締役	三 木 緑	当期における主な活動状況といたしましては、開催されました取締役会14回のうち12回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外取締役	関 根 近 子	当期における主な活動状況といたしましては、開催されました取締役会14回のうち13回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役	中 根 堅次郎	当期における主な活動状況といたしましては、開催されました取締役会14回のうち12回、監査役会14回のうち12回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役	八 戸 孝 彦	当期における主な活動状況といたしましては、開催されました取締役会14回、監査役会14回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役	高 橋 秀 法	当期における主な活動状況といたしましては、開催されました取締役会14回、監査役会14回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬 | 49百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 51百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士（又は監査法人）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に非監査業務として、新収益認識基準適用の助言指導業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。

6 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議した「内部統制システムに関する基本的な考え方」は以下のとおりであります。（最終改定：2015年4月22日）

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス遵守を普遍的な最重要課題とし、基本方針「THE VALQUA WAY」のなかで、従うべき理念である「正堂堂と」を、さらに行動指針としての「コンプライアンス遵守と誠実な行動」を宣言し、グループの全従業員に周知徹底する。

コンプライアンス・マニュアルを制定・配布するとともに、コンプライアンス委員会を中心としたグループコンプライアンス体制を確立し、同体制下、各種法規制等に対応する諸規程の整備、研修、訓練等を実施する。

具体的には、2007年1月1日にコンプライアンスに関する事項を統括する役員として、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を設置し、CCOは、定期的にグループ全体のコンプライアンスに関する状況をコンプライアンス委員会に報告する。

コンプライアンス体制の確立を実効あらしめるためグループ内監査体制を強化し、監査役は、監査役監査基準に基づき取締役および従業員の職務執行について監査を行うものとし、内部監査部門として、他の部門から独立した内部監査室を設置する。また、コンプライアンスに関する相談・通報を受け付けるグループ内部通報制度を設ける。

反社会的勢力排除について、当社はコンプライアンス・マニュアルにおいて遵法精神と確固たる倫理観のもと、「反社会的勢力との対決」を宣言し、毅然とした態度で、反社会的勢力との一切の関係遮断を図り、公正かつ透明性のある企業活動に徹する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

社内における文書の作成、保管、保存等については原則として文書管理規程に基づき実施されることとし、特に、取締役の職務の執行に係る取締役会議事録、常務会議事録、その他各種委員会等議事録等については、それぞれ所管部署において定められた手続等に従い適正に保存、管理体制をとるものとする。また稟議書、各種申請書類等職務執行の記録を記した書類等についても、これらに準じた保存、管理体制を構築する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グローバルにグループ全体でリスク管理体制の構築に努めるものとする。特に災害、環境、品質、輸出管理等に係るリスクについては、それぞれ所管する部署において、規程、マニュアル等を制定・整備し、リスクの顕在化を防止するとともに、万一リスクが顕在化した場合に損失を最小化するための施策を予め講じるものとする。また、非常事態における業務継続、復旧のための基本対応手順・対策を事前に定めるとともに、かかる事態を速やかに上級職位並びに関係者に通報する体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会をグループ全体の企業価値向上を図るための意思決定および執行役員によりなされる業務執行の監督機関として位置付け、取締役会が決定した経営方針・戦略に従って執行役員が業務を執行する執行役員制度を採用するものとする。取締役は、執行役員会等重要な会議に出席し、執行役員の業務執行について助言・監督する。取締役、執行役員および従業員の職務分掌・権限は、経営基本規程、職務権限規程、業務分掌規程等社内規程において明定するとともに、それら規程に基づき常に業務の効率化を図るものとする。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

上記①から④の各項目については、グループ各社に適用されることを基本とし、グループ内の情報交換、人事交流等連携体制を強化することにより統制の実効性を高める。また、コンプライアンスおよびリスク管理を統一かつ効率的に実施するためグループ内監査体制を確立する。さらに、グループ内取引については、法令、社内規程等に従い、適切に処理される体制を確立する。

(ア) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

グループ全体の業務の確実かつ効率的な執行と運用を図ることを目的として制定された子会社管理規程に基づき、子会社は定期的開催される取締役会や幹部会議の内容を当社に報告し、必要に応じて当社決裁手続を経る体制を確立する。

(イ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループリスク管理体制のもと整備された、リスク管理に関連する規程・マニュアル等に基づき、子会社はリスクの顕在化を防止するとともに、万一リスクが顕在化した場合に損失を最小化するための施策を予め講じるものとする。また、子会社は非常事態における業務継続、復旧のための基本対応手順・対策を事前に定め、かかる事態が生じた場合には速やかに当社に報告し、直ちに対策をとる体制とする。

(ウ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グループ中期経営計画を策定し、グループ各社およびその役員および従業員はそれに基づいて職務を執行する効率的かつ確実な執行体制を確立する。また財務的側面では、グループファイナンスの最適化のため、資金の集中・一元管理を行う。

(エ) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、①に記載するグループコンプライアンス体制を構築し、子会社は同体制のもとコンプライアンス・マニュアルをはじめとするコンプライアンス関連規程を遵守する。また、当社は、同体制の一環として、グループコンプライアンス研修、訓練等を子会社に対し適宜実施する。

⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役と監査役との協議のうえ、補助使用人を置く。その場合当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人に対する業務指示は監査役が直接行い、異動等の人事権に関する事項の決定には監査役の同意を要するものとする。

⑦ **取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、並びに報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

監査役は、取締役会、常務会、執行役員会等重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類等の閲覧等により、取締役および執行役員の業務執行につき監査を行うとともに、定期的に監査役会を開催し相互の情報交換を行うものとする。また、取締役、執行役員および従業員から、監査役に対してタイムリーかつ必要な情報が提供される体制を構築する。なお、当該情報提供を実効あらしめるため、グループ内部通報制度には、通報者に対する不利益な取扱いの禁止を制度上明定する。

⑧ **子会社の取締役、監査役および使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

子会社の取締役会・幹部会議の内容、および当社の内部監査部門が行うグループ内部監査の結果が、監査役に報告される体制を確立する。また、子会社の役員および従業員から、監査役に対してタイムリーかつ必要な情報が提供される体制を構築する。なお、同体制の一部を担うグループ内部通報制度はグループ内すべての従業員を対象とし、通報者に対する不利益な取扱いの禁止も同様に適用する。

⑨ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行において必要とする費用については予め予算計上する。また、緊急、臨時に支出した費用は事後において会社に償還請求できる旨を監査役監査基準に定め、適正に運用する体制とする。

⑩ **その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、取締役会への出席に加え、必要に応じて代表取締役との意見交換を行うとともに、会計監査人並びに内部監査室と定期的に意見交換を行う。また、監査役が当社の取締役、執行役員および従業員、並びに子会社の役員および従業員に対してヒヤリングする機会を確保する。

⑪ **財務報告の適正性を確保するための体制**

金融商品取引法に基づいて、財務報告に係る内部統制を構築し、その評価および報告を適切に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する体制を整備し運用する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取組みの状況

当社グループの従業員に向けて、定期的にコンプライアンス研修、その他テーマ毎の研修等を実施し、コンプライアンス意識の向上に取組みました。また、グループ内部通報制度については、コンプライアンスに関する相談・通報の窓口並びに通報者が不利益を受けない旨を当社グループの従業員に対して継続的に周知しております。なお、グループ全体のコンプライアンスに関する取組みの状況はCCOから代表取締役会長CEOを委員長とするコンプライアンス委員会に報告しております。

② 情報の保存および管理に対する取組みの状況

当社グループは、取締役会その他重要会議の議事録および稟議書、各種申請書類等の業務執行に関する文書を、文書管理規程その他関連する規程に従い所管部署において保存管理しております。

③ 損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社グループは、危機管理規程に基づくリスク管理を行っております。また、リスク管理委員会においてリスクの洗い出し、リスクへの対処を含めた進捗管理を行っております。非常事態における緊急連絡体制の運用については、定期的に訓練を行い、その実効性を確認しております。

④ 業務執行の適正性および効率性に対する取組みの状況

当社グループは、取締役会において経営方針・戦略を決定し、執行役員はそれらに従って適正かつ効率的に業務を執行しております。執行に携わる取締役は、毎月開催される執行役員会および定期的に開催される戦略別・地域別レビュー等を通じてその執行状況を確認し、助言・監督を行っております。また、個々の業務執行については、取締役会規則、常務会規程、子会社管理規程等に基づいて必要な決裁を受けており手続き的な適正も確保されております。なお、財務的側面においては、キャッシュマネジメントサービスを利用し、グループファイナンスの最適化のための管理を行っております。

⑤ 監査役の職務の執行に対する取組みの状況

監査役は、取締役会その他重要会議への出席のほか、当社の内部監査部門が行うグループ内部監査の結果について報告を受け、追加監査を指示しその結果報告を受けるなどしております。また、会計監査人および内部監査室と意見交換を定期的に行い、必要に応じて代表取締役会長CEOおよび代表取締役社長COOとの意見交換を行っております。さらに、常勤監査役は、取締役、執行役員および重要な当社グループの従業員との面談を適宜行い、必要に応じて報告を受けております。

⑥ 財務報告の適正性の確保に対する取組みの状況

財務報告の適正性については内部統制委員会から内部統制評価結果報告書入手し、結果説明を受け、財務報告の適正性と信頼性が確保されていることを確認しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	(48,128)
流動資産	26,811
現金及び預金	6,644
受取手形及び売掛金	11,357
電子記録債権	1,885
商品及び製品	3,000
仕掛品	646
原材料及び貯蔵品	1,369
未収入金	1,424
その他	498
貸倒引当金	△14
固定資産	21,317
有形固定資産	15,866
建物及び構築物	6,278
機械装置及び運搬具	3,353
工具、器具及び備品	1,511
土地	4,005
リース資産	316
建設仮勘定	401
無形固定資産	906
ソフトウェア	688
その他	218
投資その他の資産	4,544
投資有価証券	2,982
繰延税金資産	236
退職給付に係る資産	224
その他	1,100
貸倒引当金	△0
資産合計	48,128

科 目	金 額
(負債の部)	(13,197)
流動負債	10,517
支払手形及び買掛金	5,190
短期借入金	1,782
1年内返済予定の長期借入金	130
リース債務	138
未払金	802
未払法人税等	362
未払消費税等	110
賞与引当金	430
役員賞与引当金	38
その他	1,530
固定負債	2,680
長期借入金	1,158
リース債務	168
繰延税金負債	535
退職給付に係る負債	534
長期未払金	80
その他	202
(純資産の部)	(34,930)
株主資本	32,843
資本金	13,957
資本剰余金	3,963
利益剰余金	16,558
自己株式	△1,635
その他の包括利益累計額	490
その他有価証券評価差額金	1,054
為替換算調整勘定	△131
退職給付に係る調整累計額	△432
非支配株主持分	1,596
負債・純資産合計	48,128

連結損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		48,212
売上原価		30,237
売上総利益		17,974
販売費及び一般管理費		13,760
営業利益		4,214
営業外収益		
受取利息及び配当金	62	
設備賃貸収益	230	
持分法による投資利益	14	
その他	118	426
営業外費用		
支払利息	63	
手形売却損	23	
設備賃貸費用	190	
為替差損	53	
その他	52	384
経常利益		4,256
特別利益		
固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	127	
その他	2	135
特別損失		
固定資産廃棄損	22	
減損損失	45	
石綿疾病補償金	50	
その他	4	122
税金等調整前当期純利益		4,270
法人税、住民税及び事業税	1,182	
法人税等調整額	91	1,273
当期純利益		2,996
非支配株主に帰属する当期純利益		78
親会社株主に帰属する当期純利益		2,918

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	(37,965)
流動資産	18,336
現金及び預金	5,249
受取手形	643
電子記録債権	1,731
売掛金	6,469
商品	1,573
貯蔵品	3
前払費用	318
短期貸付金	299
未収入金	2,022
その他	26
貸倒引当金	△0
固定資産	19,628
有形固定資産	6,832
建物	2,226
構築物	82
機械及び装置	432
車両運搬具	1
工具、器具及び備品	725
土地	3,363
建設仮勘定	0
無形固定資産	605
ソフトウェア	565
電話加入権	14
技術資産	24
投資その他の資産	12,191
投資有価証券	2,841
関係会社株式	4,534
関係会社出資金	2,196
長期貸付金	1,410
敷金・保証金	320
前払年金費用	788
その他	113
貸倒引当金	△13
資産合計	37,965

科 目	金 額
(負債の部)	(11,487)
流動負債	9,733
支払手形	365
買掛金	3,753
短期借入金	996
未払金	875
未払法人税等	110
未払費用	53
預り金	3,250
賞与引当金	227
役員賞与引当金	38
その他	61
固定負債	1,754
長期借入金	908
長期未払金	80
繰延税金負債	554
退職給付引当金	41
長期預り保証金	33
その他	135
(純資産の部)	(26,477)
株主資本	25,414
資本金	13,957
資本剰余金	4,224
資本準備金	4,197
その他資本剰余金	26
利益剰余金	8,861
その他利益剰余金	8,861
繰越利益剰余金	8,861
自己株式	△1,628
評価・換算差額等	1,062
その他有価証券評価差額金	1,062
負債・純資産合計	37,965

損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		31,763
売上原価		21,934
売上総利益		9,828
販売費及び一般管理費		10,274
営業損失		446
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,595	
その他	444	3,040
営業外費用		
支払利息	67	
その他	338	405
経常利益		2,188
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	127	129
特別損失		
固定資産廃棄損	6	
石綿疾病補償金	50	56
税引前当期純利益		2,262
法人税、住民税及び事業税	54	
法人税等調整額	61	115
当期純利益		2,146

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社バルカー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 由良知久 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増田晋一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バルカーの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バルカー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社バルカー
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 由良知久 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増田晋一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バルカーの2019年4月1日から2020年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第120期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

株式会社バルカー 監査役会

常勤監査役	林	遙	㊟
社外監査役	中根	堅次郎	㊟
社外監査役	八戸	孝彦	㊟
社外監査役	高橋	秀法	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、当期の期末配当を次のとおりといたしたく存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭といたします。
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき 金50円 総額 880,527,350円
(注) なお、中間配当金として50円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり100円となります。	
(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日	2020年6月19日

監査役2名選任の件

監査役林 遙氏、監査役中根堅次郎氏および監査役八戸 孝彦氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	出席状況
1	高 昭夫 こう あきお	新任	—
2	八戸 孝彦 はちのへ たかひこ	社外監査役 再任 社外 独立	取締役会 14回／14回 (100%) 監査役会 14回／14回 (100%)



候補者番号

1

こ う

高

あ き お

昭夫

(1956年6月6日生)

新任

▶ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1999年10月 当社 入社

2010年 4月 当社 執行役員 財務部長

2009年 4月 当社 管理本部財務部長

2018年 4月 当社 常務執行役員 財務経営管理部長 兼 IR室担当

【 監査役候補者とした理由 】

当社の常務執行役員として特に経理・財務業務を担当し、事業内容・企業文化に精通していることに加え、これらの職務を通じた豊富な経験と高い見識を有していることから、適切な助言・監督を行っていただけるものと判断し、監査役として選任をお願いするものであります。

所有する普通株式の数

2,400株



候補者番号

2

は ち の へ

八戸

た か ひ こ

孝彦

(1947年6月5日生)

再任

社外

独立

▶ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1973年 4月 東京弁護士会弁護士登録

1987年 5月 八戸法律事務所代表 (現任)

1973年 4月 渡部喜十郎法律事務所入所

2016年 6月 当社 社外監査役 (現任)

【 監査役候補者とした理由 】

過去に会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士であり、法律の専門家としての立場からの助言・監督を行っていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

監査役在任期間

4年

取締役会出席回数

14/14回

監査役会出席回数

14/14回

所有する普通株式の数

2,800株

- (注) 1.各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.八戸孝彦氏は、社外監査役候補者であります。八戸孝彦氏を社外監査役候補者とした理由および職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、上記の【監査役候補者とした理由】に記載のとおりであります。
- 3.当社は八戸孝彦氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
- 4.八戸孝彦氏は、現に当社の社外監査役であり、監査役に就任してからの年数は本定時株主総会終結の時をもって4年になります。
- 5.当社は社外監査役候補者である八戸孝彦氏と責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となっており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を再度締結する予定ではありません。
- 6.上記の他に記載すべき事項はありません。

補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、補欠監査役候補者中根堅次郎氏は社外監査役の補欠として、補欠監査役候補者植木聡氏は社外監査役以外の監査役の補欠として選任をお願いするものであります。また、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	出席状況
1	なかねけんじろう 中根堅次郎 <div style="display: inline-block; border: 1px solid green; padding: 2px; margin: 2px;">社外</div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid red; padding: 2px; margin: 2px;">独立</div>	社外監査役	取締役会 12回／14回 (86%) 監査役会 12回／14回 (86%)
2	うえき さとし 植木 聡	執行役員 財務部長 兼 IR室担当	—



候補者番号

1

な かね けん じろ う

中根堅次郎

(1947年7月9日生)

社外

独立

▶ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1975年 10月	公認会計士登録	2003年 7月	至誠清新税理士法人(現 Moore至誠税理士法人)代表社員(現任)
1977年 7月	税理士登録	2006年 6月	当社 社外監査役(現任)
1988年 4月	至誠清新監査法人(現 Moore至誠監査法人)代表社員(現任)	2012年 6月	日機装株式会社 社外取締役

【補欠監査役候補者とした理由】

公認会計士であり、会計・税務の専門家としての立場からの助言・監督を行っていただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

取締役会出席回数

12回/14回

監査役会出席回数

12回/14回

所有する普通株式の数

6,900株



候補者番号

2

う え き

植木

さとし

聡

(1963年8月5日生)

▶ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1987年 4月	株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行	2018年 4月	当社 執行役員 財務経営管理部 副部長
2017年 5月	当社入社 財務部副部長	2020年 4月	当社 執行役員 財務部長 兼 IR室担当(現任)

【補欠監査役候補者とした理由】

長年の金融機関における経験に加え、当社の執行役員として特に経理・財務業務を担当し、事業内容・企業文化に精通していることから、適切な助言・監督を行っていただけるものと判断し、補欠の監査役として選任をお願いするものであります。

所有する普通株式の数

1,400株

- (注)
- 1.各補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2.中根堅次郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。中根堅次郎氏を社外監査役候補者とした理由および職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、上記の〔補欠監査役候補者とした理由〕に記載のとおりであります。
 - 3.中根堅次郎氏が社外監査役に就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
 - 4.中根堅次郎氏は、現に当社の社外監査役であり、監査役に就任してからの年数は本定時株主総会終結の時をもって14年になります。
 - 5.当社は補欠の社外監査役候補者である中根堅次郎氏と責任限定契約を締結しております。同氏の社外監査役退任に伴い、現契約は終了いたしますので、同氏が改めて社外監査役に就任した場合、当社と同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額を予定しております。
 - 6.上記の他に記載すべき事項はありません。

以上

会場ご案内略図

会場

東京都品川区大崎二丁目1番1号

ThinkPark Tower (シンクパークタワー) 24階
株式会社バルカー 本社大会議室

電話 (03) 5434-7370



交通機関

JR「大崎駅」

南改札口 新西口 直結

夢さん橋を通り徒歩2分

(JR山手線・JR埼京線・

JR湘南新宿ライン・りんかい線)

本年は株主総会ご出席者さまへのお土産を取りやめさせていただきます。

また、ご来場の際はマスクをご持参いただき、会場での着用にご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

クールビズスタイルでの株主総会開催について

株主総会当日、当社係員は軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。